「徳島県こども未来応援条例(案)」に係るパブリックコメントの募集結果について

- (1)募集期間 令和5年11月29日(水)から令和5年12月27日(水)まで
- (2)意見提出人数 19人
- (3)御意見の概要と考え方について

| No. | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | ①学童保育を利用していても学童で感染症が流行したとき、自宅待機期間に仕事を休まなければならないということを経験し、こういったケースの受入先があったらいいと思う。 ②いじめや不登校の子供に対応できる人材を育成し、いじめや不登校はないほうがいいという意識でなく、これらを見つけたときに対応できたことを評価するような方向にもっていくことで、いじめや不登校を黙認しない風潮にしてもらいたい。 ③地域でキャッチボールなどボールを使えない公園が多く、ボールを使える場所を増やしてほしい。 | 貴重な御意見をありがとうございます。 本条例は、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」に向け、理念や方向性を示したものであり、具体的な取組については、本条例制定を契機に、県や市町村をはじめ県民や事業者、その他の関係機関等の各実施主体が、条例の趣旨・目的を理解いただいた上で、それぞれの立場・役割に応じた取組を主体的に進めていただくことが重要と考えることから、県議会としても県等の取組をしつかりと後押ししてまいります。 |
| 2 | 経済的困難を抱えるこどもや特別な配慮を要するこどもへの学びの支援、生活の安定に資する支援などのこどもに関する施策や、各種相談窓口を集約し、情報発信して欲しい。 | |
| 3 | 条例の「こどもの権利を尊重する」という主旨は素晴らしいと思うのですが、条例を見ても具体的な取組が見えてきません。子育て家庭への支援の内容など、具体的な施策として示してほしいです。 | |
| 4 | ①親(父、母ともに)は17時までに仕事から帰れるようにする。 延長保育等の大人の都合ではなく、こどもを中心に考えるべきだと思います。たとえ延長保育ができるような環境でも、そこからこどもの御飯を作るとなれば、こどもの生活リズムが狂います。こどもは早く寝ることが大事で、大人はこどもに合わせるような社会が望ましいと思います。 また、親の片方が早く仕事を終えて、こどもを迎えにいけばいいというのではなく、両方が早く帰れるような環境を整える必要があると思います。そうでなければ片方だけに負担がかかることになります。 ②こどもに関する費用は無償に公共交通機関や医療費、オムツなど、こどもは経済的な理由で楽しみや健康、あらゆる機会が損なわれる | |

| | ことがあってはいけないと思います。 |
|---|--|
| 5 | 「ソーシャル・エモーショナル・ラーニング」推進のお願い。 貴条例案には、こどもを主体的行動者「エージェント」としてとらえる視点が欠けていると思います。子どもが自らのウェルビーイングを実現する力を育てる教育として世界では「ソーシャル・エモーショナル・ラーニング(SEL)」が実践され効果が検証されています。 本年度改訂された生徒指導提要(26ページ)においても強調されています。第五条「こどもが不安や悩みを安心して相談できるよう」相談体制の強化に努める、第六条「防止と早期発見に努める」、第七条「居場所づくり」、第八条「こどもの学びへの支援」に関連します。 徳島県こども未来応援条例にSELの実施によるこどもの非認知能力育成の教育的取り組みをぜひ加えて |
| | いただきますようお願い申し上げます。 |
| 6 | こどものための施策などの情報などを、こども自身が知り、理解できるようにしたり、虐待やいじめ等への対策強化をしたりすることは、とても大切なことだと思います。 ただ、近年はインターネットやSNSなどの普及により、周りからはわかりにくく、家族や教師だけではこどもを守ることが難しい状況で、犯罪などに巻き込まれる話を耳にします。 こどもの権利を尊重すると同時に、こどもたちが犯罪などに巻き込まれず、安全に安心して暮らせるような施策などに力を入れてほしいです。 |
| 7 | 徳島県こども未来応援条例(案)の目的や基本理念等、重要な視点から賛同いたします。今の厳しい環境を痛感しておりますが、格差(経済的、家庭環境等)ある中で、一人ひとりの子どもの権利擁護や居場所づくり等の課題に対して具体的な施策を早急に取り組むことが必要である。又、そのための財政上の措置を県をあげて取り組んでいただきたい。 |
| 8 | 徳島県こども未来応援条例(案)三条(基本理念)、四条(こどもの意見表明及び社会参加の促進並びに施策の情報提供等)の規定に基づき、小・中・高に発達段階に応じた「あわっ子未来会議」(特別活動)を位置づけ、こどもの社会への参画を奨励する。また、その権利を保障し、主権者教育の推進・充実に繋げる。 |
| 9 | ・目的や基本理念等に対しては、異論はありません。 ・あとは、本条例を、国の施策と連動しながら、いかに |

運用していくかにかかっているかと思います。

<例>共働き家庭への支援

一番は安心して預けられる場所があること。そのために 保育園等と保育士の確保と充実が重要!!

10 | 全体への感想

この条例は政策の方向性を示す基本法のような性格なので、細かな施策や事業で決める方がベターな事項(具体策か)までは条例で定めない方が動かしやすいといった、行政学の運用技術のような話の切り分けは判断が難しいのかなというのが感想ですが、それを踏まえての意見と提言を記載します。

①条例案前文への意見

こどもたちは、ただ少子化の問題を解決するための対象ではありません。彼らは未来を創る希望であり、かけがえのない宝物です。私たちの役割は、こどもたちが自立し、権利を享受し、幸せに育つための支援をすることにあります。この地域では、人口減少という現実に直面しつつも、こどもたちが直面する困難、例えば虐待や貧困が増加しています。これらの課題を真剣に受け止め、こども中心の施策を社会全体で強化し、彼らの最善の利益を優先し、こどもたち一人一人が自分らしく、安心して、笑顔で成長できる社会を目指すことが重要です。そのために、子育て支援の充実や、こどもの権利を尊重するための取り組みを強化し、こどもたちの幸せな未来を築くことが、私たちの責任です。

②目的の明確化(第一条)

「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」は素晴らしい目標ですが、それを達成するための具体的な方法やアプローチをもっと明確にすると良いと考えます。例えば、教育、保健、レクリエーションなど、こどもが成長するための総合的な環境に焦点を当てることを提案します。

貴重な御意見・御提言をありがとうございます。

①本条例は、社会全体で「こどもの権利を尊重」し、「こどもに関する施策を強力に推進」することにより、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」を目指すものです。

御指摘のとおり、こどもたちは、ただ少子 化問題を解決するための対象ではないも のの、本条例に基づく「子育て支援の充 実強化」等の取組の成果は、国の「こども 大綱」に少子化対策が位置付けられてい るように、結果として、少子化問題や人口 減少問題など、行政が抱える課題の解決 にもつながるものと考えております。

県議会としては、条例制定を契機に、 県等の取組をしっかりと後押しするなど、 未来志向で様々な取組をリードしていきた いと考えておりますので、皆様の御理解、 御協力をお願いいたします。

②④~⑫本条例は、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」に向け、理念や方向性を示したものであり、具体的な取組については、本条例制定を契機に、県をはじめとする各実施主体が、条例の趣旨・目的を理解いただいた上で、それぞれの立場・役割に応じた取組を主体的に進めていただくことが重要と考えることから、県議会としても県等の取組をしつかりと後押ししてまいります。

御意見は今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。

③本条例案は、こども基本法を踏まえた

③定義の拡張(第二条)

「こども」という言葉の定義を、「心身の発達過程にある者」としていますが、それに加えて、こどもの多様な背景や状況(例:障害を持つこども、異文化背景を持つこども)を考慮に入れることを提案します。

④実行機関の役割の明確化(第三条)

こどもの権利尊重のための施策は非常に重要ですが、それを実行する具体的な機関やその役割をもっと詳細に説明することが重要です。例えば、教育機関、保健機関、地域コミュニティの役割などを具体的に挙げるとよいと考えます。

⑤社会参加の具体的な方法(第四条)

こどもの意見表明や社会参加を促進することは大切ですが、それを実現するための具体的な方法やプログラムを提案することが望ましいです。例えば、学校や地域でのワークショップ、ディベート、プロジェクトなどが考えられます。

⑥相談体制の詳細(第五条)

こどもが不安や悩みを相談できる体制の強化は重要ですが、具体的にどのような相談窓口やプログラムが提供されるのか、詳細を示すことが重要と考えます。

⑦こどもの権利擁護の具体策(第六条)

いじめや虐待の防止と対応については、具体的な予防策や介入方法を示すことが重要です。学校や地域社会でのプログラム、専門家によるトレーニングなどが必要と考えます。

⑧居場所づくりの具体策(第七条)

安全で安心な居場所の提供は重要ですが、そのための具体的な施設やプログラムを提案することが望ましいです。例えば、地域センター、公園、アフタースクールプログラムなどが考えられると思います。

⑨困難な状況のこどもへの支援(第八条)

経済的に困難な状況にあるこどもへの支援についても、具体的な支援策を明確にすることが望ましいです。 例えば、奨学金制度、無料または低コストの学習支援、健康サービスなどが考えられます。

⑩広報と啓発(第九条)

こどもの権利と利益の尊重に関する広報と啓発活動を行う際には、その具体的な方法と対象を明確にすることが望ましいです。例えば、メディアキャンペーン、学校での教育プログラム、地域イベントなどが考えられます。

表現としており、「こども(心身の発達過程にある者)」には、障がいや異文化背景を持つこどもなど多様な背景等を有するこどもも含むものと考えており、必要に応じて施策の対象範囲を定めるものとしています。

①財政上の措置(第十条)

必要な財政措置を講じることは重要ですが、それには 具体的な財源の確保方法や予算配分の方針を示す ことが重要と考えます。

(12)その他

- ・誰が県の"中"で動かすのか、「実施体制」を決めておくべき。
- ・第三条2項は、「各主体の責務」の様な形で、別の条項にして、それぞれの役割を記載する。

11 こども未来応援条例(案)が徳島県議会の主導のもとに進められていることに、大いに期待する県民の一人として一点のみ意見を述べさせていただきます。

条例前文に「こうした認識のもと、人口減少対策の核となる子育て支援の充実強化・・」との文言がありますが、今回の条例は、第一条(目的)にある「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」というコンセプトで統一されてはいかがでしょうか。

理由ですが、1990年(平成2年)に発表された1989年(平成元年)の合計特殊出生率が、「ひのえうま」という特殊要因から過去最低となった1966年(昭和41年)の数字1.58を下回る1.57であった、いわゆる「1.57ショック」以降、国を挙げて少子化対策に取り組んできたにもかかわらず、30数年を経た現在の状況となっていることに鑑みてしかるべきと考える次第です。

ご承知のとおり、我が国における人口減少は、「子育て支援の充実強化」という範疇の対策では対応しきれない複数・複雑な要因(未婚化・晩婚化・若者の意識の変化等)によるものだと思料されます。

ここは一度、人口減少対策と子育て支援を切り離し、まずは、これから生まれるこどもや既に生まれているこどもの最大限の幸福を徳島県として守っていくことを第一としながら、「こどもを生み育てたい徳島、こどもが生き生きと育つ徳島、それらを支えながら地域全体が笑顔で過ごせる徳島」に向けて邁進することとしてはどうでしょうか。そのことと、他人が立ち入ることの出来ない若者の結婚や出産に関する意識、ひいては人生観などがポジティブなものになる社会に向けての取り組みは切り分けて考える必要があるものと考えます。いずれにしましても、わくわく感のある将来展望を県民に示し、強くリードしていただけることを期待しています。

貴重な御意見、また条例制定の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。

御指摘のとおり、本条例は、第一条(目的)にある「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」を目指して、社会全体で「こどもの権利の尊重」に取り組むとともに、「こどもに関する施策を強力に推進」していくこととしています。

本条例は、国の「こどもまんなか社会」の実現に向けた動きに呼応した少子化対策等にも資するものであり、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」を踏まえたものであることから、敢えて切り分けて整理する理由はないと考えておりますが、前文の結びの部分については、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」に向け、「こどもの権利の尊重」に重点を置くという条例の趣旨をより明確にするため、「人口減少対策の核となる」の文言を削除させていただきます。

県議会としては、条例制定を契機に、 県等の取組をしっかりと後押しするなど、 未来志向で様々な取組をリードしていきた いと考えておりますので、皆様の御理解、 御協力をお願いいたします。 12 条例の修正について、下記のとおり

> ①第二条(定義)「こども」とは、心身の発達過程にある 者をいう。

→「こども」とは、一八歳に満たないものをいう。

② 第四条 (こどもの意見表明・・・) 県は、こどもが社 会の一員として自分の意見を表明し、年齢及び成長 過程に応じ社会に参加する機会を設け、その意見を 尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援するよ う努めるものとする。

→「主体的な活動を支援するよう努めるものとする。」 を「意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備 を図るものとする。」

③施策について、下記のとおり

・2025年から子どもを3人設けると大学等授業料が無 償になるが、県民税他無税にするなど抜本的対策をし ないと少子化はいっそう進行する。あるいは、3人子供 を産むと子ども衣料・新鮮野菜・肉類の消費税を無税 にする。

・県外大学進学者が本県にUターン就職する場合、貸 与奨学金の返済免除(企業と県で返済肩代わり)を実 施する。

・乳幼児をもつ両親の短時間労働制の実現を県内雇 用者側に徹底する。

貴重な御意見をありがとうございます。

①こども基本法を踏まえた表現であるとと もに、「こどもに関する施策の実施に当た っては、必要に応じて施策の対象とする 範囲を定めるものとする。」としていること から、原案どおりとさせていただきます。

②御意見の趣旨につきましては、前段の 「意見を尊重する」から読み取れることか ら、原案どおりとさせていただきます。

③本条例は、「全てのこどもが自分らしく、 安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会 の実現」に向け、理念や方向性を示したも のであり、具体的な取組については、本条 例制定を契機に、県や市町村をはじめ県 民や事業者、その他の関係機関等の各 実施主体が、条例の趣旨・目的を理解い ただいた上で、それぞれの立場・役割に 応じた取組を主体的に進めていただくこと が重要と考えることから、県議会としても 県等の取組をしつかりと後押ししてまいりま す。

御意見は、今後の施策の参考となるよ う関係部局にお伝えします。

13 本条例の制定並びに施行は、極めて必要と感じま す。

> ①第五条(こどもからの相談への対応)において「県は 関係機関等と連携し」とありますが、産学官との連携は 必須と考えられます。このことを含んでいると考えてよ ろしいでしょうか?含むなら具体的に示す必要があると 思うがどうか。

> ②第六条「専門的知見に基づいて」とは、行政機関に おけるものか、民間との連携も指しているかどうか、具 体的に示す必要がなければ、第五条、第六条ともにこ のまま現状の文章でかまいません。

> 全体的には、子どもの権利擁護は網羅できていると

貴重な御意見、また条例制定の趣旨 に御替同いただきありがとうございます。

①関係機関等には「産学官との連携」も 含み、②専門的知見には「民間との連携」 も含むものと考えることから、原案どおりと させていただきます。

感じます。

①なぜ、実施状況の検証が4年ごとなのでしょうか。こ

貴重な御意見をありがとうございます。

どもの成長は早いものです。4年も経てば状況は大きく変わります。気が長すぎます。報告はともかく、検証は毎年行うべきものではないでしょうか。

①検証期間の見直しの御提案について、この条例の施行状況その他こどもに関する施策の実施状況の検証には、一定期間の取組による実績が必要であり、個別、具体の施策については、随時、議会を通じて議論してまいりますので、原案どおりとさせていただきます。

②条例案第二条で、心身の発達過程にある者を「こども」と定義されていますが、民法では18歳から成年とされます。

18歳は心身共にまだまだ成長過程にあると思うのですが、成年であっても「こども」と見なし、この条例の対象とされるのでしょうか。

②本条例で、「『こども』とは心身の発達過程にある者」と定義していることから、心身の発達過程にある18歳成年の方も対象となります。

15 第七条「こどもが地域において安全・安心に交流」、 第九条「基本理念が地域社会に浸透」とあるので、基本理念である第三条の連携先に地域を追記してはどうか。 貴重な御意見をありがとうございます。

第三条第2項で「こどもの健やかな成長への支援は、知事その他の執行機関及び 県議会並びに事業者、市町村その他の 関係機関が連携するとともに、(中略)社 会全体で推進されなければならない」としており、条例に基づく各実施主体による取 組を推進するなかで、地域との連携が形成されるものと考えることから、原案どおり とさせていただきます。

16 第四条の中に、理念として文科省が教育振興基本 計画に示してしるウェルビーイングの深化(個人→社会 ・共生・持続)といった視点を加えてはどうか。

貴重な御意見をありがとうございます。

本条例案は、こども基本法を踏まえた 表現としており、御指摘の内容は、第一条 (目的)にある「全てのこどもが自分らしく、 安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会 の実現」から読み取れることから、原案ど おりとさせていただきます。

17 まず、素晴らしい条例の制定を目指してくださること 歓迎いたします。

これを大きな機にし、全ての人たちと「こどもがまんなか」である徳島県を作れたらと思い、各地の子ども(子どもの権利)に関する条例を調べ、考察し、パブリックコメントに応募させていただきます。

①条例名称について

未来だけでなく「今現在」も含めて「徳島県こども応援条例」とすることを提案します。

前文

貴重な御意見、また条例制定の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。

①②県議会としては、こどもたちを応援したいという想いで、これまでも様々なこども・子育て支援に取り組んできており、今現在もその想いに変わりはありません。

現在、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、県議会としてもこの機を捉え、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」に向けた本気度を示した上

②(一行目)次代を担う未来への希望、かけがえのない

条例の名称変更に合わせて、「現在も次代もこの社会の一員としての大切な未来への希望、かけがえのない」と変更することを提案します。

③(二~四行目)

「こどもは、それぞれが一人の人間であり、権利の全面的な主体である。こどもはこどもの最善の利益の確保、差別の禁止、意見の尊重など国際的な原則の下で、生きる、育つ、守られる、参加する権利をはじめとした子どもの権利が総合的、かつ、現実に保障される。その中で豊かなこども時代を過ごしつつ大人とともに社会を構成するパートナーであり、同時代を生きる地球市民である。」とすることを提案します。こどもという人がどのような存在であるかが、県民にとって、より理解しやすいような表現にしています。

④(五行目~十五行目句点まで)

該当箇所全てにおいて、この条例が「少子化対策」 や「人口減少対策」であることが前提であるのはおかし いと思います。

「こども応援条例」であるならば、五行目以下はすべて変更すべきではないかと思います。

(そのうえで、さらに言えば、本県での児童虐待の増加やこどもの貧困の深刻さが一体どれほどなのかをデータで示し、そのデータに基づいた提案をしたり、具体的な課題を明記するべきだと思います。そういったもののないままに、その後、「このような状況」や、「こうした認識」という曖昧な表現が使用されており、具体的な問題点が分かりづらいと考えます。)

以下のように提案します。

近年、児童虐待の増加やこどもの貧困などこどもを取り巻く環境は深刻さを増している。本県でも{ここでデータを示すこと。それにより、深刻な状況を説明したうえで、具体的な課題を提示}。このような徳島県の状況に鑑み、今こそ、こどもに関する施策を社会のまんなかに据えて、強力に推進し、こどもの最善の利益を第一に考慮し、こどもの意見に耳を傾けながら、全てのこどもが夢や希望をもって、伸び伸びと成長できる環境づくりに社会全体で取り組んでいかなければならない。

県におけるこどもの権利を保障する環境づくりは、県に生活するすべての人々の権利を保障する環境づくりでもある、という認識のもと、子育て支援の充実強化やその施策を支える基金などの安定的な財源の確保を図るとともに、こどもの健やかな成長の根幹を成すこどもの権利の尊重に取り組み、全ての子どもが自分らしく、安心して、生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

で、未来志向で様々な取組をリードしてい きたいと考えているため、原案どおりとさせ ていただきます。

③本条例案は、児童の権利に関する条約やこども基本法を踏まえ、簡潔な表現に努めておりますので、原案どおりとさせていただきます。

④本条例は、社会全体で「こどもの権利を 尊重」し、「こどもに関する施策を強力に推 進」することにより、「全てのこどもが自分ら しく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる 社会の実現」を目指すものです。

本条例に基づく「子育て支援の充実強化」等の取組の成果は、結果として、御指摘の「少子化対策」や「人口減少対策」にもつながるものであり、「前提」としてではなく、行政やこども政策を取り巻く背景や取組経過を踏まえた現状説明の中で引用したものであることから、十四行目を除き、原案どおりとさせていただきます。

結びの部分の十四行目については、「こどもの権利の尊重」に重点を置くという条例の趣旨をより明確にするため、「人口減少対策の核となる」の文言を削除させていただきます。

また、本条例案のとりまとめに当たっては、担当部局からヒアリングを行い、児童 虐待やこどもの貧困など、こどもを取り巻く環境について、具体的なデータによる現状把握も行った上で、理念や方向性を示したものとして整理したところです。

県議会としては、条例制定を契機に、 県等の取組をしっかりと後押しするなど、 未来志向で様々な取組をリードしていきた ⑤(目的)第一条

こどもの健やかな成長への支援

「こどもが健やかに育つ社会の実現への支援」へと提案します。

(以下、三条でも同様に変更)

⑥(定義)第二条

心身の発達過程にある者をいう。ただし、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

→「県民をはじめとする、県に関係のあるおおむね18歳未満のもの、その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。」

こども基本法を踏まえた表現であったかもしれませんが、そもそもこども基本法の「心身の発達過程にある者」との定義が非常に分かりにくいです。具体的な目安をおおむね18歳未満と示したうえで、若者も対象とするよう提案します。

なお、成育基本法では、「成育過程」について「出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期、及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程」との定義があります。

(基本理念)第三条2

⑦全文

「県はこどもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてこどもが健やかに育つ社会の実現への支援をしなければならない。知事、その他の執行機関及び県議会並びに事業者や非営利団体、市町村、こどもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設、その他の関係機関、保護者、県民は互いに協力し、こどもが健やかに育つ社会を実現するよう努めなければならない。」と提案します。

⑧また、この後に(広報、学習への支援)を追加することを提案します。

これは、(案)の第三条2の後半部分に当たります。

「県は、こどもの権利及びこれらの取り組みについて 県民の関心や理解を深めるため、その広報に努めるも のとする。また、こどもを含む県民によるこどもの権利に ついての学習の推進と支援に努めるものとする。」

(こどもの意見表明及び社会参加の促進並びに施策の情報提供等)第四条

⑨自分の意見を表明し、年齢及び成長過程に応じ社 会に参加する機会を設け

いと考えておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

⑤こども基本法を踏まえた表現としている ことから、原案どおりとさせていただきま す。

⑥こども基本法を踏まえた表現であるとともに、「こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする 範囲を定めるものとする。」としていることから、原案どおりとさせていただきます。

⑦御提案の趣旨については、第三条の基本理念を踏まえ実施する第四条から第九条までの県の取組から読み取れることから、原案どおりとさせていただきます。

⑧御提案の趣旨については、第四条「こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供」や第九条「広報、啓発等」から読み取れることから、原案どおりとさせていただきます。

⑨こども基本法を踏まえた表現としていることから、原案どおりとさせていただきま

→「自分の気持ちや意見を表明し、社会に参加する機 | す。 会を設け」

その意見を尊重するとともに

→「その気持ちや意見を尊重するとともに」

⑩こども自身が理解を深めることができるよう

→「こども自身が理解を深めることができるよう、こども が求めるときに必要な情報および学ぶ機会、仲間づく り、集まる場の提供、それらの支援に努めるものとす る。このとき、こどもが置かれている状況に応じ、必要 な情報の入手の方法、意見表明の仕方、参加の手法 に工夫及び配慮すること。」

⑪また、このことに基づき、よりこどもが声を上げやすい よう「徳島県こども会議を設置する」ことを提案します。

(こどもからの相談への対応)第五条

⑫(こどもからの相談への対応)

→「こどもからの相談と救済」にし、救済について明記し てほしいと思います。こどもには相談するだけでなく、救 済を求める場も必要だと思うからです。

③安心して相談できるよう関係機関等と連携し、相談 体制の強化に努めるものとする。

→「安心して相談したり、救済を求めたりできるよう第 三者機関を設置するほか、関係機関、関係団体等と 連携し、その対応に努めるものとする。」

全国の多くの条例では、こどもの相談や救済を行う ための第三者機関を設けています。徳島県でも擁護 委員会や権利救済委員会などを設置すべきだと考え ます。

(こどもの権利擁護)第六条

専門的知見に基づいて適切かつ迅速に

→「適切かつ迅速に第三者機関(擁護委員会や権利 救済委員会など)に申し立てを行う。」

(4)(こどもの居場所づくり)第七条

⑩御提案の趣旨は、第四条の内容から 読み取れることから、原案どおりとさせてい ただきます。

①本条例は、「全てのこどもが自分らしく、 安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会 の実現」に向け、理念や方向性を示したも のであり、具体的な取組については、本条 例制定を契機に、県をはじめとする各実 施主体が、条例の趣旨・目的を理解いた だいた上で、それぞれの立場・役割に応じ た取組を主体的に進めていただくことが重 要と考えることから、「徳島県こども会議の 設置」の御提案については、今後の施策 の参考となるよう、関係部局にお伝えしま す。

⑩⑬「救済」については、第六条におい て、「県は、(中略)いじめ、虐待その他の 身体的及び精神的な暴力の防止と早期 発見に努めるとともに、こどもが権利侵害 その他の不利益を受けた場合において は、専門的知見に基づいて適切かつ迅速 に救済を図るよう最大限努めるものとす る」としており、第六条において読み取れる ことから原案どおりとさせていただきます。

また、こどもの権利救済に関しては、こ どもの権利に対する相談を行う法務局 や、いじめや不登校等の相談窓口を設置 する教育委員会、虐待などの相談対応を 行う児童相談所等において相談対応が 行われております。「第三者機関」の設置 については、今後の施策の参考となるよ う、関係部局にお伝えするとともに、こども の権利救済にかかる取組が更に推進され るよう、担当部局とも連携し、最大限の支 援をしてまいりたいと考えております。

(4)「考え方を普及し」は、第九条の広報、

居場所づくりを推進するものとする

→「居場所でこどもの権利や居場所の考え方を普及 し、居場所の確保、存続に努めるものとする。また、居 場所の提供等自主的な活動を行う県民及び関係団 体との連携を図り、その支援に努めるものとする。」

場所づくりと同趣旨であること、「関係団体との連携を図り」は、第三条第2項の「こどもの健やかな成長への支援は、(中略)社会全体で推進されなければならない」から読み取れることから、原案どおりとさせていただきます。

(5)検証期間や条例の見直しの御提案に

ついて、この条例の施行状況その他こども

に関する施策の実施状況の検証には、一

定期間の取組による実績が必要であり、

個別、具体の施策については、随時、議

会を通じて議論してまいりますので、原案

どおりとさせていただきます。

啓発等から、「居場所の確保、存続」は居

15附則2

全文

→「この条例の施行後おおむね三年ごとに、施行状況 及び関連施策実施状況について検証し、報告するとと もに、こどもへの意見募集、こども会議の開催、第三者 専門機関の評価等を経て、本条例の内容の見直しを するものとする。」と提案します。

なぜ四年ごとだったのでしょうか?こどもの成長は早く、見直しはせめて三年ごとでお願いします。

また、条例の内容の見直しについても、 徳島県議会政策条例検討会議におい て、随時、必要に応じて実施することとし ていることから、原案どおりとさせていただ きます。

⑩最後に、こどもにもこの条例を広く周知、理解してもらえるように、こども向けに条例を広報することも提案いたします。

こどもの権利はこどもが知っておくことが重要だと思います。内容をわかりやすくし、ふりがなをつけたり、漢字を減らしたりしてあげてほしいです。今回このような条例制定の素晴らしい動きに本当に希望を感じております。こどもがこどもでいる時間は短く、こどもはあっという間に成長します。幸せなこども時代を過ごすためには、こどもも一人の人間としての尊厳を持てるような支え合う社会が必要です。多様なこどもたちの声をきき、こどもと大人が一緒につくれる徳島のための条例になりますように。

⑥本条例やこどもに関する施策などの情報提供や広報・啓発については、担当部局とも連携し、当事者であるこどもたちにもわかりやすいものとなるよう努めたいと考えております。

18 条例についての意見

①現状「目次」は見受けられませんが、「目次」を入れていただけると、より読みやすくなると思います。

②こども未来応援条例(案)の策定は、本当に素敵な ②御意見の趣「こどもまんなか」アクションの一つだと考えます。せつ 九条に基づく、かくの素敵な条例・素敵な活動のスタートの一歩なの 策の情報提供で、こども自身が自分の権利を知り、主張できるように 当部局とも連ますることが大切だと考えます。現状の条例の中身を ちにもわかりや「やさしい日本語」で記載いただき、こどもたち自身が と考えておりま理解しやすく、誰もにやさしく、分かりやすい言葉で記 いただきます。

貴重な御意見、また条例制定の趣旨に御賛同いただきありがとうございます。

①本条例は全10条と簡潔な文章構成となるよう努めておりますので、原案どおりとさせていただきます。

②御意見の趣旨については、第四条、第 九条に基づく、本条例やこどもに関する施 策の情報提供や広報・啓発において、担 当部局とも連携し、当事者であるこどもた ちにもわかりやすいものとなるよう努めたい と考えておりますので、原案どおりとさせて いただきます。 載していただくことを、再度検討いただくことはできないでしょうか?

第四条2「こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとする。」とあるように、当事者が理解できるように、「条例」からこどもたちに分かりやすい「やさしい日本語」を採用して記載していただけませんか?

③前文「こどもは、大人の支援を受けながら自立した個人として自己を確立していく権利の主体であり、生きる、育つ、守られる、参加する権利をはじめとしたこどもの権利が尊重されなければならない。」とありますが、「大人がこどもを支援する」というのは、一方通行のように感じます。こどもが権利の主体であるということが、より明確にイメージできる文言や言い回しが適切ではないかと感じます。

例えば、こどもとこどもが、こどもと大人とが共に学びあい、育ちあう関係の中で、※「自律した個人」として、周囲の人との関係性をつくっていくための発達が保障されなければならない。また、生きる、育つ、守られる、社会に参加する(社会を共に創っていく、参加する)権利をはじめとした「こどもの権利」が尊重され、その機会が与えられなければならない。等

※「自立:自分の力だけで物事をやっていくこと」、「自律:自分で考えて物事をやっていくこと」なので、「自律」がこどもたちにとって必要な力だと感じますが、いかがでしょうか?

④「こども」の表記についての注釈を入れていただける と嬉しい。

「こども基本法(R4年度法律第77号)に記載、「心身の発達過程にある者」と定義している通り、一定の年齢で画することのないないように「こども」表記を活用している」等、なぜ「こども」と平仮名表記を活用しているのかを同時に知ることができたり、確認できたりするとより親切に感じる。

⑤第五条 こどもが不安や悩みを安心して相談できるよう「関係機関等」と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

第三条2も同様に、「執行機関」「事業者」についても、同様→「関係機関・執行機関・事業者」についての具体例や詳細を記載して欲しい(注釈などでも可)例)こどもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設、第3の居場所、こどもに関する事業活動を行う全ての人や団体等、こどもたち自身や関係者が具体的にイメージしやすい記載を望みます。

③本条例案は、児童の権利に関する条約やこども基本法を踏まえ、簡潔な表現に努めておりますので、原案どおりとさせていただきます。

④御意見の趣旨については、第四条、第 九条に基づく本条例やこどもに関する施 策の情報提供や広報・啓発において、担 当部局とも連携し、当事者であるこどもた ちにもわかりやすいものとなるよう努めたい と考えておりますので、原案どおりとさせて いただきます。

⑤本条例は、「全てのこどもが自分らしく、 安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会 の実現」に向け、社会全体でこどもの権利 の尊重に取り組むことを根幹に据えてお り、あらゆる関係機関等の御理解・御協力 をお願いしたいと考えていることから原案 どおりとさせていただきます。

また、第四条、第九条に基づく本条例 やこどもに関する施策の情報提供や広報 ・啓発において、担当部局とも連携し、当 事者であるこどもたちや関係者にもわかり やすいものとなるよう努めたいと考えており ⑥第三条の「基本理念」2に追記いただくのがよいのか、どこにいれるのが相応しいのか要検討事項ですが、現状の記載に対して、より詳細に追記いただくことを検討いただけませんか?

子育てについての第一義的責任は保護者であり、こどもの年齢や発達にふさわしい環境の下でこどもを育てなければならないが、それをサポートするための市町や自治体、国、公共団体の役割やサポートについても分かりやすく記載する必要があると考えますが、いかがでしょうか?

市は、保護者が子育てについての第一義的責任を 遂行するために必要な支援をしなければなりません。

市、保護者、関係機関、執行機関、市民及び事業者は、こどもにとって最もよいことは何かを第一に考え、こどもの権利を保障し、お互いに協力してこどもの育ちを支え合わなければならない。市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外においてこどもの権利が保障されるよう努めなければならない等。

また、保護者や、こどもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民がこどもに対する責任を負っているため、社会全体で、「こどもと直接向き合う大人への支援」と「こどもが育つ環境づくり」を進めなければならないと感じています。社会全体で取り組むということを具体的に「やさしい日本語」で記載して欲しいと思いました。

⑦第一条「こどもの健やかな成長への支援についての基本理念」とは、第三条の基本理念の部分のことでしょうか。私たちの理解不足・勉強不足もあると思いますが、現状どの部分を指すのかが不明瞭だと感じました。どの部分を指し示すのか注釈などご検討いただけませんか?

⑧第三条「こどもの権利:生きる、育つ、守られる、参加する」四つの大きな柱については、こどもたちにとってとても大切な権利です。そこで、四つの権利の具体的な説明文の記載と、こども自身の権利や責任についても記載を検討いただけませんか?

(例)(こどもの権利と責任)

- →こどもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、ここ に定めている権利が特に大切なものとして保障され る。
- 1、こどもは、こどもの責任として、自分の権利を大切に するよう努めなければならない。
- 2、こどもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、 他の人の権利も尊重するよう努めなければならない。 3、こどもは、こども同士や大人との間で、お互いの権

ます。

⑥本条例は、児童の権利に関する条約 やこども基本法を踏まえ、「全てのこどもが 自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと 暮らせる社会の実現」に向け、社会全体 でこどもの権利の尊重に取り組むことを根 幹に据え、理念や方向性を示したもので す。

具体的な取組については、本条例制定を契機に、県や市町村をはじめ県民や事業者、その他の関係機関等の各実施主体が、条例の趣旨・目的を理解いただいた上で、それぞれの立場・役割に応じた取組を主体的に進めていただくことが重要であることから、関係部局にお伝えするとともに、担当部局とも連携し、当事者にわかりやすい情報提供や広報・啓発に努めたいと考えており、原案どおりとさせていただきます。

⑦「こどもの健やかな成長への支援についての基本理念」は、見出しにあるように、第三条の基本理念となります。また、各条文にも見出しを付していることから、原案どおりとさせていただきます。

⑧本条例は理念や方向性を示したものであり、御意見の趣旨については、関係部局にお伝えするとともに、第四条、第九条に基づく本条例やこどもに関する施策の情報提供や広報・啓発において、担当部局とも連携し、当事者であるこどもたちや関係者にもわかりやすいものとなるよう努めたいと考えておりますので、原案どおりとさせていただきます。

利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要なサポートを受けることができる。

上記例のように、生きる、育つ、守られる、参加するについても、「生きる権利とは」のように具体的な情景や場所、場面がイメージできるように追記いただくことはできませんか?

⑨聞いていただきたい思い

公立の学校現場への情報発信(チラシの配布)について我が家のこどもが学校から本案内を持って帰ってきました。こどもの条例ができるのは本当に素晴らしいことで、私にも何かできたらと思いました。同時に、パブリックコメントの募集に大変感動いたしました。しかし、同時に残念だと感じた事を共有させていただきます。

本チラシについてですが、小学生の我が子が学校からのお手紙として持ち帰った際に「コレ何?何て書いとるん?」と手渡してきたことは、残念と同時に大人の私自身が「ハッ」とさせれらた言葉でした。条例の当事者である「こども」を権利の主体として尊重するのであれば、ルビの記載や「やさしい日本語」での記載など、当事者に寄り添った案内であって欲しいと感じました。行政が配布する大切な情報発信の一つであるチラシ、小さなことかもしれませんが、小さいことから当事者目線、寄り添いの気持ちを、私たち大人から大切にしていきたいと感じています。

今後は、よりよい方法で発信・配布いただけますと幸いです。

徳島県こども未来応援条例(案)が施行されましたら、県庁のHPに「こども用のページの開設をする」など、こども達が行政のことを知る機会、社会に参画できる仕組みの一つとして、検討いただけますと幸いです。

⑨御意見の趣旨について、本条例が目指す「全てのこどもが自分らしく、安心して、 笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」の ためには、県や市町村をはじめ県民や事 業者、その他の関係機関等の各実施主 体が、条例の趣旨・目的を理解いただい た上で、それぞれの立場・役割に応じた取 組を主体的に進めていただくことが重要で あることから、関係部局にお伝えするととも に、担当部局とも連携し、当事者であるこ どもたちにもわかりやすい情報提供や広報 ・啓発に努めたいと考えておりますので、 皆様の御理解・御協力をお願いいたしま す。

19 意見·提言等

①徳島県こども未来応援条例(案)

「未来」だけではなく、「今・現在」をも含む条例としたい。また、こどもを「応援」するだけでなく、子どもの権利を保障するのは、"大人の責任"との認識で、「こどもの権利に関する条例」もしくは、県下のこどもたちに愛称を募集するなどして、条例の名称とすることを提案する。

貴重な御意見をありがとうございます。 ①県議会としては、こどもたちを応援したいという想いで、これまでも様々なこども・

いという想いで、これまでも様々なこども・ 子育て支援に取り組んできており、今現在 もその想いに変わりはありません。

現在、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、県議会としてもこの機を捉え、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」に向けた本気度を示した上で、未来志向で様々な取組をリードしていきたいと考えていることから、原案どおりとさせていただきます。

前文

②こどもは、次代を担う未来への希望、かけがえのない宝である。

2345691117194253627

現在、国を挙げて「こどもまんなか社

こどもは、「次代を担う未来への希望」であるだけでなく、今を生きる権利の主体でもあるので、「こどもは、一人の人間として、かけがえのない価値と尊厳を持っており、多様な可能性を持つ存在であり、社会にとっての宝である」という表現を提案する。

③こどもは、大人の支援を受けながら自立した個人として自己を確立していく権利の主体であり、生きる、育つ、守られる、参加する権利をはじめとしたこどもの権利が尊重されなければならない。

「大人の支援を受けながら自立した個人として自己を確立していく」ではなく「生まれながらに」権利の主体とする。"大人の支援を受けながら"という文脈は、育つ権利や守られる権利に含まれており、さらに一般的にも理解されていることなので、ここでは、"権利の主体"であることを強調したい。

④「尊重されなければならない」ではなく、「保障されなければならない」にしたい。

「また、最善の利益の尊重、差別の禁止、子どもの 意見の尊重など、国際的な原則の下で、総合的に、そ の権利を保障される。」と付け加えたい。

⑤私たちはこれまで、こどもに関する各般の施策を実施し、様々な取組を着実に前に進めてきたものの、少子化の進行には歯止めがかからず、本県の人口は減少の一途をたどっている。

「私たち」というのは、県議会のこと?県民全体のこと?これまでの取り組みのアピールは必要ないのでは?また、少子化の進行に歯止めをかけることと、子どもの権利を保障することは、相互作用はあるものの、全く別の目的であるので、この一文は、削除を提案する。

⑥さらに、近年、児童虐待の増加やこどもの貧困など、 こどもを取り巻く環境は深刻さを増している。

→背景と現状の整理が必要。

日本は1994年に子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)に批准しており、それに伴う国内法の整備を、国連からも再三勧告されてきた。批准から29年たってようやく成立した、こども基本法により、基礎自治体でも子どもの権利に関する条例を作る動きが加速している。

こども基本法に沿っての条例づくりはもちろん、その前提にある子どもの権利条約や批准後の国連からの勧告を参考に、基礎自治体の現状に沿った条例づくりが求められている。

近代化や開発、車社会化、気候変動などによる遊び場や遊ぶ時間、居場所の減少、核家族化や地域の

会」の実現を目指しており、県議会としてもこの機を捉え、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」に向けた本気度を示した上で、未来志向で様々な取組をリードしていきたいと考えております。

本条例案は、児童の権利に関する条 約やこども基本法を踏まえた表現としており、社会全体でこどもの権利の尊重に取り 組むことを根幹に据え、県が取り組むべき 施策の基本事項について、簡潔な表現に 努めておりますので、原案どおりとさせてい ただきます。 つながりの希薄化による子育て世帯の孤立や負担 増、少子化や過疎化による子どもコミュニティの減少ま たは消失、経済的または情報や経験の格差の広がり、 過度な競争社会により奪われてきた個人の尊厳や差 別の助長、こどもに関わる大人の経済的・時間的な余 裕のなさ、経済や効率を優先するあまりに、また情報 化社会によってこどもたちの生命や精神を危険にさら す商品や情報が溢れていることなど、こどもを取り巻く 状況は、深刻さを増している。

そのような背景と現状が、子どもの貧困や虐待、精神疾患、ヤングケアラー、いじめや不登校・行き渋りの増加、自殺、自己肯定感や幸福度の低さという形で顕在化している。

一方で、国際的な人権意識の高まりや、属性や価値 観の多様化も、顕在化の一つの側面であり、顕在化そ のものが悪いことばかりではないとも言える。

短く文章化するのは、難しいが、あえて短文にするなら、「こどもを取り巻く環境や状況は、こどもの貧困や虐待、精神疾患、ヤングケアラー、いじめや不登校・行き渋りの増加、自殺、自己肯定感や幸福度の低さという形で顕在化しており、深刻さを増している。」としたい。

⑦このような状況に鑑み、今こそ、こどもに関する施策を社会のまんなかに据えて強力に推進し、少子化を食い止めるととともに、こどもの最善の利益を第一に考慮し、こどもの意見に耳を傾けながら、全てのこどもが未来に夢や希望をもって、伸び伸びと成長できる環境づくりに社会全体で取り組んでいかなければならない。 →「このような状況に鑑み」は、「このような状況及び、その背景にある社会構造を見直すとともに」とする。

⑧「少子化を食い止めるとともに」は、削除することを提案。子どもの多少に関わらず、子どもの権利を保障する責任が大人にはあることを、強く認識してほしい。

⑨「未来に夢や希望を持って」は、未来だけでなく現在 の権利保障やウェルビーイングの実現も含むよう「自 分らしく安心して毎日を過ごし、未来に夢や希望をもっ て」とする。 ⑦本段落は前段落のこれまでの経過や現状認識を受け、今後、目指すべき方向性を記載しており、本条例に基づく取組を推進することにより、結果として「社会構造を見直す」ことにもつながると考えることから、原案どおりとさせていただきます。

⑧本条例は、社会全体で「こどもの権利を 尊重」し、「こどもに関する施策を強力に推 進」することにより、「全てのこどもが自分ら しく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる 社会の実現」を目指すものです。

御指摘の「こどもの多少に関わらず、こどもの権利を保障する責任が大人にはあることを強く認識してほしい」との趣旨については、第三条の基本理念から読み取れること、また、「少子化を食い止める」との文言については、本条例に基づく「子育て支援の充実強化」等の取組は、長年、行政課題として取り組んでいる「少子化対策」としての側面を併せ持つことから、原案どおりとさせていただきます。

⑩こうした認識のもと、人口減少対策の核となる子育て支援の充実強化や、その施策を支える基金等の安定的な財源の確保を図るとともに、こどもの健やかな成長の根幹をなすこどもの権利の尊重に取り組み、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。
→「人口減少対策の核となる」ではなく、「すべてのこどものウェルビーイングの実現の核となる」とする。

⑩前文の結びの部分については、「こどもの権利の尊重」に重点を置くという条例の趣旨をより明確にするため、「人口減少対策の核となる」の文言を削除させていただきます。

- ①「子育て支援」も、「社会全体での子育て支援」とする。
- ②こどもの権利の「尊重」ではなく「保障」とする。
- ③「笑顔で」は削除する。生き生きとした表情は笑顔だけではなく、こどものあらゆる感情が大切にされる社会であってほしい。

(目的)第一条

- ⑭この条例は、こどもの健やかな成長への支援についての基本理念及び県が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。
- →「笑顔で」を削除
- ⑤「の実現に寄与すること」を「を実現すること」に。実 現そのものを目的にしてほしい。

③49全てのこどもが幸福な生活を送ることができる社会に、こどもたちの笑顔は不可欠な要素と考えることから、原案どおりとさせていただきます。

(§)第一条の目的達成には、本条例制定を契機に、県や市町村をはじめ県民や事業者、その他の関係機関等のあらゆる主体が、条例の趣旨・目的を理解いただいた上で、それぞれの立場・役割に応じた取組を主体的に進めていただくことが重要と考えており、県議会としても県等の取組をしつかりと後押ししてまいりたいと考えていることから、原案どおりとさせていただきま

(®こども基本法を踏まえた表現であるとともに、「こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする 範囲を定めるものとする。」としていることから、原案どおりとさせていただきます。

(定義) 第二条

- ⑩この条例において「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう。ただし、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。
- →子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の定義では「18歳未満のすべてのもの」となっている。こども基本法の定義を安易に踏襲するのではなく、国際条約に沿って、またこどもにも理解しやすい「18歳未満のすべてのものとこれらのものと等しく権利を認めることが適当と認められるもの」もしくは、「おおむね18歳未満のものであり、成人期への移行にともなって支援が必要な若者も対象にすること」とすることを提案します。

「こども」の定義があいまいになると、子どもの権利を保障する側の大人の責任があいまいになります。守る側の大人、意見を聞く側の大人がいるからこそ、子どもの権利が保障されるのであり、対象の範囲を明記する必要があると思います。

①「ただし、こどもに関する施策の実施に当たっては、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする」は、こども基本法にのっとり、「また、こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長に対する支援及び、子育でに伴う喜びを実感できる社会の実現に資する就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援をいい、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする」とする。

(基本理念) 第三条

®こどもの健やかな成長への支援は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利(以下「こどもの権利」という。)を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

→「こどもの最善の利益を第一に考慮し」とする。

⑩愛知県日進市の条例では、具体的に10の権利が 挙げられている。(「愛される権利」、「守られる権利」、 「自分らしく生きる権利」、「気持ちや考えを伝える権利」、「学ぶ権利」、「遊ぶ権利」、「心や体を休める権利」、「自然とふれ合う権利」、「参加する権利」及び「ともに生きる権利」)徳島県の条例案では、児童の権利に関する条約に入っているもの全てを包括的に「こどもの権利」として含んでいるのだと理解してよいのでしょうか?

国連からの再三の勧告を受けている、「休み、遊ぶ権利」や教育の目的である、「子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのもの」から、「(自発的に)学ぶ権利」や「自然とふれ合う権利」「ともに生きる権利」など、現状では保障されていると言い難くまた権利とも認識されていないことを明文化することで、啓蒙にもつながるのではないかと思います。

2

②こどもの健やかな成長への支援は、知事その他の 執行機関及び県議会並びに事業者、市町村その他の 関係機関が連携するとともに、県民がその取組につい て関心や理解を深めることにより、社会全体で推進さ れなければならない。

→事業者とは?NPO法人や民間の任意団体も入る?

(8) 御意見の趣旨は、「最善の利益」に含まれると考えることから、原案どおりとさせていただきます。

⑩「社会全体で推進」としており、御指摘のNPO法人や民間の任意団体、学校や教育委員会など、関係するあらゆる主体を含みます。

その他の関係機関とは?学校や教育委員会も入る?

(こどもの意見表明及び社会参加の促進並びに施策 の情報提供等)

第四条

①県は、こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢及び成長過程に応じ社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

→具体的にこども会議などについての規定がある条例 も多いようです。

2

②県は、こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとする。

→とても大切な項目だが、この条例案のパブリックコメント募集に際しても、この項目が適用されるべき。

(こどもの権利擁護)

第六条

②県は、こどもの健やかな成長を支援するため、いじめ、虐待その他の身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、こどもが権利侵害その他の不利益を受けた場合においては、専門的知見に基づいて 適切かつ迅速に救済を図るよう最大限努めるものとする。

→第五条と第六条の実現のためには、第三者専門機関(オンブズパーソン制度)の設置が不可欠だと思われるので、その規定を示してほしい。

(こどもの居場所づくり)

第七条

②県は、こどもが地域において安全・安心に交流し、自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

→「地域において」を「家庭や育ち・学ぶ施設、地域において」とする。「安心・安全に交流し」は、「安心・安全な場所と人間関係の中で」とする。

※「育ち・学ぶ施設」とは、川崎市子どもの権利条約に 倣い、学校や園、児童養護施設等(民間フリースクー ルも含め)として考えています。

(困難な状況のこども及び子育て家庭への支援) 第八条 ②本条例は、「全てのこどもが自分らしく、安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会の実現」に向け、理念や方向性を示したものであり、具体的な取組については、本条例制定を契機に、県をはじめとする各実施主体が、条例の趣旨・目的を理解いただいた上で、それぞれの立場・役割に応じた取組を主体的に進めていただくことが重要と考えることから、御意見は今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。

⑩パブリックコメントの案内を県内学校にも送付させていただきました。パブリックコメントを契機に、本条例やこどもの権利等への興味や関心を持つきっかけとなることを期待しています。

②本条例は、「全てのこどもが自分らしく、 安心して、笑顔で生き生きと暮らせる社会 の実現」に向け、理念や方向性を示したも のであり、具体的な取組については、本条 例制定を契機に、県をはじめとする各実 施主体が、条例の趣旨・目的を理解いた だいた上で、それぞれの立場・役割に応じ た取組を主体的に進めていただくことが重 要と考えております。

また、こどもの権利救済に関しては、こ どもの権利に対する相談を行う法務局 や、いじめや不登校等の相談窓口を設置 する教育委員会、虐待などの相談対応を 行う児童相談所等において相談対応が 行われております。

「第三者機関」の設置については、今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えするとともに、こどもの権利救済にかかる取組が更に推進されるよう、担当部局と連携し、最大限の支援をしてまいりたいと考えていることから、原案どおりとさせていただきます。

⑤県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的困難を抱えるこどもや特別な配慮を要するこどもに対する学びへの支援、生活の安定に資する支援をはじめ、こども及び子育て家庭に寄り添ったきめ細やかな支援に努めるものとする。

→「こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に よって左右されることのないよう」を、「すべてのこどもが 現在及び将来にわたり、その生まれ育った環境や特 性によって、不利益を受けることがないよう」とする。

(こどもの権利の広報、啓発等及び社会的気運の醸成)

第九条

⑩県は、こどもの権利及び利益の尊重に関する理解を 深めるため、広報、啓発等を推進するものとする。

→「こどもの権利及び利益の尊重」を「こどもの権利及び び最善の利益の尊重」とする。

2

②県は、第三条に規定する基本理念が地域社会に浸透し、社会全体でこどもへの支援が推進されるよう、気運の醸成に努めるものとする。

→「社会全体でこどもの支援」を「すべてのこどもの権利保障」もしくは「すべてのこどものウェルビーイングの実現」とする。

附則2

®この条例の施行後おおむね四年ごとに、知事は、この条例の施行状況その他こどもに関する施策の実施状況について検証し、県議会に報告するものとする。 →なぜ、おおむね四年ごとなのか?関連すると思われる、徳島新未来創生総合計画は2024~2028年の五カ年計画であり、予算案は毎年、策定されるはずなので、一年ごともしくは、五カ年計画の中間としての二年もしくは三年目での評価とすることを提案したい。

図また、「すみやかに第三者専門機関を設立し、こども の権利保障について、絶え間ない評価と見直しをして いくものとする。」ことも併せて提案したい。

⑩さらに、「この条例の施行後おおむね三年ごとに、施 行状況及び関連施策実施状況の報告とともに、こども へのパブリックコメントの募集、こども会議の開催、第三 者専門機関の評価等を経て、本条例の内容の見直し をするものとする。」と付け加えることで、より実状に即し た形で、こどもの意見表明権を尊重し、実効性のある 条例に育てていくことができる。おおむね三年ごととし たのは、多くのこどもたちの育ち・学ぶ期間(主に学校) いと考えております。

®検証期間の見直しの御提案について、この条例の施行状況その他こどもに関する施策の実施状況の検証には、一定期間の取組による実績が必要であり、個別、具体の施策については、随時、議会を通じて議論してまいりますので、原案どおりとさせていただきます。

②③御御意見は今後の施策の参考となるよう、関係部局にお伝えします。

条例の内容の見直しについては、徳島 県議会政策条例検討会議において、随 時、必要に応じて実施することとしているこ とから、原案どおりとさせていただきます。

また、本条例やこどもに関する施策などの情報提供や広報・啓発については、担当部局とも連携し、こどもたちをはじめ当事者にわかりやすいものとなるよう努めたいと考えております。

が、三年の区切りとなっているため、学校ごとに参加を求める際に、三年に一度なら、一度は参加の機会があるため。

補足

「川崎市子どもの権利に関する条例」における「各条文理解のために」のような、各項目の詳しい説明により、規定を細かくみていくことで、各施設や事業者、行政などの役割分担や県の条例の及ぶ範囲が明確化され、はじめて社会全体での子どもの権利保障が実現するのではないか?

そのためにも関係機関との話し合いや調整が不可欠であると感じます。

また、実効性のある条例にするために、第三者専門機関の設立が不可欠であると思うので、早急な設置と条例化を求めます。